

松戸市農業委員会総会議事録

令和 5 年 3 月 1 0 日

令和5年松戸市農業委員会3月総会議事録

松戸市農業委員会会長 椿 唯司は令和5年3月10日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	加藤一郎	2番	加藤正芳
3番	齋藤香	5番	山室一美
6番	山口輝雄	7番	岩佐忠夫
8番	椿唯司	9番	鈴木榮一
10番	渡邊洋子	11番	湯浅孝一
12番	杉浦昌平	14番	杉浦勇司
15番	渡邊慶弘		
明・矢切区域	戸張嘉宣	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	小暮俊
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	横山定勝
馬橋・小金区域	湯浅清		

1. 欠席委員

13番 松戸英樹

1. 関係課出席職員 農政課

課長 加藤広之

1. 事務局出席職員

事務局長	岡野衛	事務局長補	佐 榊孝弘
主幹兼係長	古山和幸	主幹兼係長	武井博子
主査	落合利彦		

開会 午後 3時00分

議長 定刻となりましたので、ただいまより令和5年3月総会を開催いたします。

本来であれば会長が議長を務めるところでございますが、本日、所用により会長の到着が遅れますので、お見えになるまでの間、松戸市農業委員会会議規則第5条の規定により、私、山口が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員が12名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名します。

議席番号1番、加藤一郎委員、議席番号2番、加藤正芳委員の両委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出についてご報告します。

傍聴の申出はございませんでした。

議長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんでした。

早速議事に入ります。

◎議案の提出

議長 本日の議案は第1号から第4号となっております。

なお、報告事項については第1号から第5号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長よろしく願います。

農政課長 農政課の加藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきましてご審議をお願いいたします。

今回は再設定案件2件、新規設定案件2件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、黄色の冊子でお配りしている参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は五香西、現況地目は畑、面積は3,503平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、カブ、ダイコンを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、農政課長より議案第1号の1番について内容の説明がございました。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。

農政課長の説明でよく分かりました。再設定案件でもあり、今後も適正な農地管理がされると思いますので賛成したいと思います。お諮り願います。

議長 ただいま山崎委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、2番について、農政課長よろしくお願いいたします。

農政課長 議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の3ページ、4ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑、面積は714平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま農政課長より議案第1号の2番について、内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、鈴木委員。

鈴木委員 議席番号9番、農業委員の鈴木榮一です。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりましたし、再設定ですので賛成したいと思います。
ご賛同をお願いいたします。

議長 ただいま鈴木委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3番について、農政課長よろしく願いします。

農政課長 議案第1号3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の5ページ、6ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は旭町、現況地目は田、面積は1,024平方メートルで
ございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、米を主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま農政課長より議案第1号の3番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

横山推進委員 推進委員の横山定勝です。

新規設定とありますが、今まで田んぼとして使っていたのを、ここで改めて使用貸借権で
やろうということなので、別に問題はないと思いますし、説明でよく分かりました。賛成し

たいと思います。お諮りお願いいたします。

議 長 ただいま横山委員より原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、4番について、農政課長よろしくお願いいたします。

農政課長 議案第1号4番をご説明いたします。

議案書1ページの4番、参考資料の7ページ、8ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は金ケ作、現況地目は畑、面積は260平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、サツマイモ、ジャガイモを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の4番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、加藤正芳委員。

加藤(正)委員 議席番号2番、農業委員の加藤正芳です。

この土地は若干荒れぎみの土地だったので、逆に農地として借りていただいて適正に管理いただけるとよろしいと思います。

借受者に関しましては、以前もこちらで土地を借りていただいて、そこも適正に管理されていますので、何ら問題はないと思います。賛成したいと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま加藤正芳委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番については原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。

ありがとうございました。

(農政課長退席)

山口会長職務代理者 ここで、会長がお見えになりましたので議長を交代します。

議長 これからは、私、椿が議長を務めます。よろしくお願いいたします。

◎議案第2号

議長 それでは、議案第2号の1番 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

第2審査会第2審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 議席番号10番、渡邊洋子です。

去る3月1日水曜日、議案第2号、3号の審査のため、第2審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたのでご報告します。

当日は、山口輝雄職務代理をはじめ、加藤一郎農業委員、平川正俊推進委員、湯浅清推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に、慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の1番についてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については10ページから15ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の10ページのところでございます。

申請理由は、申請地の近隣住民より駐車場が必要との要望があったため、貸し駐車場用地とするためです。

12ページをご確認ください。

施設の概要については、普通自動車9台を置く貸し駐車場とごみ置場です。

整地については、砂利及び敷石敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、西側及び東側は隣地のコンクリートブロックとフェンスを利用し、北側に隣接する畑との間はフェンス等の設置はしませんが、排気ガスの畑への影響を考慮し、前向き駐車とします。

審査会においては、現地調査の結果、申請地は既に砂利及び敷石敷きの駐車場となり、利用されていることを確認いたしました。

このことについて質問しましたところ、近隣住民から要望があったため、10年ほど前に駐車場として賃借しており、農地転用の許可を取らずに賃貸することが農地法違反になるということは知らずに賃借していたとのことでした。この行為に対し、農地法違反であることの指摘をしました。この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うこととしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、認識不足から起こったことであり、深く反省しております。同じ事態を繰り返さないことを誓うとの内容でした。

他法令については、該当する法律はございません。

農地区分については、上水道管、ガス管の2種類が埋設された建築基準法第42条第2項の指定を受けた道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断しました。

以上、議案第2号の1番について説明しましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま座長より、審査会意見は許可相当とのご説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山室委員。

山室委員 議席番号5番、山室一美でございます。

座長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま山室委員より、賛成との意見がございました。

ほかにご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようでございます。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、許可相当とすることに決定いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第3号

議 長 それでは、議案第3号の1番 農地法第5条の規定による許可申請について、座長より説明をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 議席番号10番、渡邊洋子です。

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明いたします。

議案書の5ページ、議案参考資料については16ページから20ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の16ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

申請理由は、申請地と隣接する建物を所有し、敷地内に車両2台を駐車していますが、1台は敷地外に越境しています。このことを是正するため、申請地を取得し、駐車場用地とするため。

18ページをご確認ください。

施設の概要については、車両1台を置く駐車場です。

整地については、全面砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、北側は隣地のコンクリートブロック、フェンスを一部利用し、南側は隣地の石堀を利用します。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

農地区分については、申請に関わる農地等から、おおむね800メートル以内に既存の駐車

場があるところから、第3種農地と判断しました。

以上、議案第3号の1番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま座長より、審査会意見は許可相当とのご説明がございました。

農業委員、推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成します。お諮りください。

議 長 ただいま山崎委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、許可相当とすることに決定をいたしました。

それでは、第3号の2番について説明をお願いします。

第2審査会第2審査班座長 議席番号10番、渡邊洋子です。

それでは、議案第3号の2番についてご説明します。

議案書の5ページ、議案参考資料については22ページから26ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の22ページのところでございます。

権利の形態は、賃借権設定です。

申請理由は、申請者は、主にポリエチレンの加工業を営む法人と、主に土木建築設計、土木建築工事業を営む2法人で、2社ともに社員用の駐車場が必要なことから、申請地を借り受け、駐車場用地とするためです。

24ページをご確認ください。

施設の概要については、車両8台を置く駐車場です。

整地については、砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、東側は隣地の既設のブロック 2 段積み、北側と西側は樹木を利用します。

審査会においては、現地調査の結果、申請地は砂利敷きとなっており、既に駐車場として利用されていることを確認いたしました。

このことについて質問しましたところ、隣接する土地の転用許可がされた際に、併せて砂利敷きにしてしまったとのことでした。この行為に対し、農地法違反であることを指摘しました。この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うこととしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、大変申し訳ございませんでした。今後は指導に従いますとのことでした。

他法令については、該当する法律はございません。

農地区分については、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから、第 2 種農地と判断しました。

以上、議案第 3 号の 2 番について説明しましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第 2 種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま座長より、審査会意見は許可相当との報告がありました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山室委員。

山室委員 議席番号 5 番、山室一美でございます。

座長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。お諮りをお願いします。

議 長 ただいま山室委員より、審査会意見に賛成との報告がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ほかにご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当との意見を付して許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

それでは、議案第3号の3番について議題といたします。

第2審査会第2審査班座長 議席番号10番、渡邊洋子です。

それでは、議案第3号の3番についてご説明します。

議案書の5ページ、議案参考資料については28ページから35ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の28ページのところでございます。

権利の形態は、賃借権設定です。

申請理由は、申請者は老人の介護、看護事業及び障害者の福祉サービス事業等を行っています。0歳から5歳までの発達支援施設を建てることで、少しでも受入れ施設の不足を解消し、同じ状況を持つ親が集まる場所として、問題を解決する手助けができればと思い計画したとのことです。

市内に重度の心身障害児に対する通所サービスが提供できる事業所が3か所しかなく、申請地周辺に医療的依存度の高い児童の受入れ施設がないことから、申請地を借り受け、児童発達支援施設用地とするためです。

30ページをご確認ください。

施設の概要については、延べ床面積243.37平方メートル、平屋の児童発達支援施設と利用者用駐車場8台です。

整地については、施設以外はアスファルト舗装とし、西側及び東側の一部を緑地とします。

排水については、雨水は浸透ますや、宅地内に設置する雨水浸透ますより処理します。汚水、雑排水は、宅地に設置する合併浄化槽で処理します。

給水については、公共水道を利用します。

被害防除については、道路と隣接する西側は既存ブロックを、そのほかはコンクリートブロック3段に80センチのメッシュフェンスを設置します。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、都市計画法等が該当しており、開発行為の許可については申請済みです。

農地区分について、申請地は上水道管、ガス管の2種類が埋設された幅員4メートル以上

の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第3号の3番について説明しましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま座長より、審査会意見は許可相当との報告がありました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、加藤正芳委員。

加藤（正）委員 議席番号2番、加藤正芳です。

座長の説明でよく分かりました。また、こちらの土地に関しましては、比較的長く耕作されていなかった土地と見受けられます。賛成したいと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま加藤委員より、審査会意見に賛成との報告がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようでございます。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎議案第4号

議 長 続いて、議案第4号を議題といたします。

それでは、事務局より、よろしく申し上げます。

事務局 議案第4号 松戸市農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針の改正についてご説明します。

まず、今回の改正の概要についてご説明します。

お手元に配付しましたフロー図をご覧ください。

赤字で記載しました①農業委員会等に関する法律の一部改正が昨年ありました。

これは、指針で制定する項目の「遊休農地の解消」、「担い手への農地利用の集積」、「新規参入の促進」、の3つで、今までは青字の「推進に関する目標」と「推進の方法」の2種類を各項目に合わせ記載していました。今回の改正により、緑字「達成状況の評価方法」が追加になりましたので、「遊休農地」、「担い手」、「新規参入」にそれぞれに「達成状況の評価方法」を追加いたしました。

また、赤字の②農業経営基盤促進法の一部改正があり、「10年後に目指す農地の状況等」を示すことになりました。これにより、以前は数値として現状と3年後の目標を表で示していましたが、そこに10年後の目標を追加しました。

これらは令和5年4月1日から施行されますので、このたび松戸市農業委員会等の利用の最適化の推進に関する指針の改正を行うものです。指針（案）の赤字が新規に追加変更となった箇所、赤字に取消し線は削除及び変更となった箇所です。

それでは、肌色の議案参考資料の36ページをご覧ください。

緑で囲みました①については、冒頭で説明しましたフローの内容の「達成状況の評価方法」と「10年後の農地の状況及び改選期である3年ごとに検証・見直し」を行うことを追加しました。

次に、37ページの②です。

単年度の活動について、昨年国より通知がありましたので追加しました。

次に、38ページの③目標設定の考え方ですが、昨年より様式が変更となり、毎年公表する最適化活動の目標の設定等の中で、当該遊休農地面積を5分の1ずつ減少させることが解消目標となりましたので変更しました。

このことを前提にして、上の解消目標の表の数値を記載しています。

一番下段の目標が10年後の目標です。

次に、④は利用状況調査について、根拠となる通知を明確化するため追加しました。その下は「適宜」という表現を「日常的」に変更しました。

次に、39ページの⑤については、非農地判断について「荒廃農地」という表現がなくなりましたので、記載のとおりに変更しました。

次に、⑥は、冒頭で説明しました評価方法で、「遊休農地の発生防止・解消目標の評価方法」を明文化しました。

次に、39ページの担い手への農地利用集積目標の表をご覧ください。

目標設定の考え方は、以前と変わらず、農地銀行等によって毎年2ヘクタールを集積することの数値を記載しています。

次に、40ページの⑦、同様に評価方法で担い手への農地利用集積・集約化の評価方法を明文化しました。

次に、40ページの⑧、法律で決まりました地域計画に関連することです。

この地域計画は、地域ごとに10年後の農地の集約について協議し、計画図を策定しなければならないことになり、全国の市町村の農業委員会で3年後までに完成するという法律です。この地域計画の地図に含まれた農地は、振興地区の農地と同様に簡単に農地転用することができなくなるという制限を受けることになり、農地所有者は不利になる場合があります。

このことについて、今年1月20日に東葛飾農業事務所から直接当委員会事務局に説明があり、農業振興地域のない松戸市、流山市、鎌ヶ谷市は地域計画をつくらなくてもよいとのことです。しかし、農地の在り方を地域で協議する場に参加しないとイケないということですので、今回追加をしました。

次に、5ページの下段の新規参入の促進ですが、1年間に1経営体の参入を目標とし、表に記載しました。

次に、41ページの⑨をご覧ください。

毎年公表している最適化活動の目標設定の中で、新たに農業委員・推進委員が新規就農フェア等に参加することが目標となりましたため、目標設定の考え方に追加しました。

次の⑩は、評価方法について明文化しました。

以上、変更箇所及び追加箇所となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局より、議案第4号について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。

松戸市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針という、事務局説明ありがとうございました。

その案に賛成したいと思いますので、お諮り願います。

議 長 ただいま山崎委員より、議案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようでございます。

原案に賛成の農業委員の皆さん、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号につきましては原案のとおり決定をいたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書9ページ、報告事項1から19ページの報告事項5についてご報告させていただきます。

まず、9ページから10ページ、報告事項第1 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、10ページに記載のとおり、1月分として、田3件、714平方メートル、畑11件、2,691平方メートル、合計14件、3,405平方メートルの届出を受理しました。

次に、11ページから14ページ、報告事項第2 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、14ページの記載のとおり、田4件、1,061平方メートル、畑21件、1万8,688平方メートル、合計25件、1万9,749平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、13ページ、報告事項3 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり引き続き農業経営を行っている旨の証明書4件を交付しました。

次に、17ページ、報告事項4、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり故障による買取り申出が1件、死亡による買取り申出が1件生じたため、2件の証明書を交付しました。

次に、17ページ、報告事項5、農地法の一部改正に伴う下限面積の廃止についてですが、農地法の一部改正により、農地法第3条第2項第5号に規定する面積については、令和5年4月1日から廃止されることとなったため報告します。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございました。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和5年3月総会を終了いたします。

閉会 午後3時55分